

宮内庁告示第三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第二条第一項第一号の規定に基づき、宮内庁の施設であつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行う施設を指定し、平成二十三年四月一日から施行することとしたので、同令第二条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

宮内庁長官 羽毛田 信吾

施設 の 名称 所在地

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館 東京都千代田区千代田一番一号